

熱田区地域福祉推進協議会助成金関係

【説明資料】

- ◆令和7年度推進協助成金一覧（P1）
- ◆令和8年度推進協助成金一覧（P2～）
- ◆助成金に関する経費支出及び精算のポイント（P3～）

- A 推進協事業助成金について（P5～）

- B つながり応援事業助成金について（P7）

- C ふれあい給食サービス事業助成金について（P8～）

- D 地域支えあい事業助成金について（P12）

- ◆ふれあい いきいきサロン整備助成金について（P15）
- ◆助成金の適正管理・執行について（P19）

令和7年度 地域福祉推進協議会 事業助成金一覧

★市社協助成金について、余剰金が生じた場合は、返金が必要です。

(ふれあい給食サービス事業のみ実施回数に応じた精算になります)

★コロナ特例措置は原則廃止です。(ふれあい給食サービスのみ一部経過措置あり)

	助成金の種類	助成額等	助成要件等			
市社協	A 推進協事業助成	180,000円	<ul style="list-style-type: none"> ●推進協定例会開催など推進協運営にかかる経費、推進協主催事業経費 ●余剰金が生じた場合は返還 <p>【対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他団体への再助成 ・推進協構成員への御礼品・謝金等 ・ふれあい給食サービス事業経費 			
	B つながり応援事業	40,000円	<ul style="list-style-type: none"> ●「ふれあいネットワーク活動」と「ふれあい・いきいきサロン活動」の両事業の実施が必須 ●予定していた活動が実施できなかった場合、また余剰金が生じた場合は、助成金を返還 			
	C ふれあい給食サービス事業助成(会食、配食)	開催回数 × 参加予定人数に応じた助成単価(運営費助成額基準表)	<ul style="list-style-type: none"> ●原則コロナ特例措置を廃止し、会食での実施を原則とする。(会食は最低1回以上の開催が必須) ●年4回以上開催、1回あたり参加者数11名以上 ●経過措置として、交流の場(1時間程度)を設ける場合はお弁当を持ち帰る場合でも会食区分とする。(※その他条件があり) 			
	D 地域支えあい事業	100,000円	<ul style="list-style-type: none"> ●地域支えあい事業実施及び活動連絡会議等開催にかかる経費 ●余剰金が生じた場合には精算返金 ●その他、前年度ボランティアポイントの実績に応じて還元金があり、学区における協議により決定した方法で還元(精算不要) ●その他、ご近所VC謝金 1学区あたり1日2時間以上1,000円/上限月24日(1ヶ月24,000円) 			
区社協	A 推進協事業助成	<ul style="list-style-type: none"> ●ふれあいネットワーク活動実施学区 50,000円 ●ふれあいネットワーク活動未実施学区 30,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ●ふれあいネットワーク活動推進にかかる経費 ●実施学区は、「令和7年度 ふれあいネットワーク活動内容」を提出必須 ●その他、定例会開催など推進協運営にかかる経費 			
	C ふれあい給食サービス事業助成(会食、配食)	<table border="1"> <tr> <td>従来</td> <td>給食ボランティア数×@500円×実施回数</td> </tr> <tr> <td>追加助成</td> <td>R7会食予定人数×150円 + R7配食予定人数×100円</td> </tr> </table>	従来	給食ボランティア数×@500円×実施回数	追加助成	R7会食予定人数×150円 + R7配食予定人数×100円
従来	給食ボランティア数×@500円×実施回数					
追加助成	R7会食予定人数×150円 + R7配食予定人数×100円					

令和8年度 地域福祉推進協議会 事業助成金一覧

★市社協助成金について、余剰金が生じた場合は、返金が必要です。

(ふれあい給食サービス事業のみ実施回数に応じた精算になります)

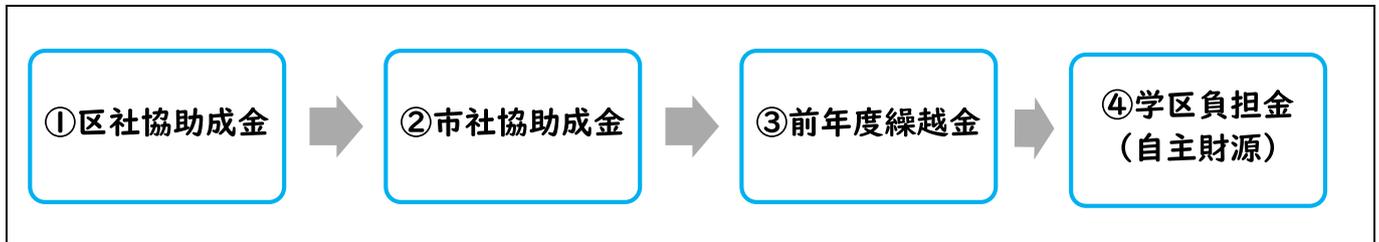
★コロナ特例措置は原則廃止です。(ふれあい給食サービスのみ一部経過措置あり)

	助成金の種類	助成額等	助成要件等			
市社協	A 推進協事業助成	180,000円	<ul style="list-style-type: none"> ●推進協定例会開催など推進協運営にかかる経費、推進協主催事業経費 ●余剰金が生じた場合は返還 <p>【対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他団体への再助成 ・推進協構成員への御礼品・謝金等 ・ふれあい給食サービス事業経費 			
	B つながり応援事業	40,000円	<ul style="list-style-type: none"> ●「ふれあいネットワーク活動」と「ふれあい・いきいきサロン活動」の両事業の実施が必須 ●予定していた活動が実施できなかった場合、また余剰金が生じた場合は、助成金を返還 			
	C ふれあい給食サービス事業助成(会食、配食)	開催回数 × 参加予定人数に応じた助成単価(運営費助成額基準表)	<ul style="list-style-type: none"> ●原則コロナ特例措置を廃止し、会食での実施を原則とする。(会食は最低1回以上の開催が必須) ●年4回以上開催、1回あたり参加者数11名以上 ●経過措置として、交流の場(1時間程度)を設ける場合はお弁当を持ち帰る場合でも会食区分とする。(※その他条件があり) 			
	D 地域支えあい事業	100,000円 ※相談窓口として電話を借用している場合 36,000円加算	<ul style="list-style-type: none"> ●地域支えあい事業実施及び活動連絡会議等開催にかかる経費 ●余剰金が生じた場合には精算返金 ●その他、前年度ボランティアポイントの実績に応じて還元金があり、学区における協議により決定した方法で還元(精算不要) ●その他、ご近所VC謝金 1学区あたり1日2時間1,000円/上限月24日(1ヶ月24,000円) 			
区社協	A 推進協事業助成	<ul style="list-style-type: none"> ●ふれあいネットワーク活動実施学区 50,000円 ●ふれあいネットワーク活動未実施学区 30,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ●ふれあいネットワーク活動推進にかかる経費 ●実施学区は、「令和8年度 ふれあいネットワーク活動内容」を提出必須 ●その他、定例会開催など推進協運営にかかる経費 			
	C ふれあい給食サービス事業助成(会食、配食)	<table border="1"> <tr> <td>従来</td> <td>給食ボランティア数×@500円×実施回数</td> </tr> <tr> <td>追加助成</td> <td>R8会食予定人数×100円 + R8配食予定人数×50円</td> </tr> </table>	従来	給食ボランティア数×@500円×実施回数	追加助成	R8会食予定人数×100円 + R8配食予定人数×50円
従来	給食ボランティア数×@500円×実施回数					
追加助成	R8会食予定人数×100円 + R8配食予定人数×50円					

地域福祉推進協議会 事業助成金に関する 経費支出及び精算のポイント

《経費支出・経理事務》

(1) 助成金執行の優先順位は下図のとおり



(2) 金銭の出納は、金銭出納帳（任意様式）に記載。

(3) 助成金の使途が分かるように、**領収書を事業終了後3年間保管。**

(4) 本会からの助成金交付通知書等の関係文書の一括保管。

(5) 物品購入（ネット通販等）でキャッシュレス決済を利用し、推進協名の領収証の発行が難しい場合は、購入したものの明細と推進協発行の支払証明（別紙）で領収証の代わりとします。推進協口座でデビットカード（※）をつくり、それを支払いの際に使用することも可能です。

※カードでの支払いと同時にご自身の銀行口座から引き落としがされる仕組みのカード

(6) 年度途中で代表者や口座名義などの変更があった場合はその旨をご連絡ください。

《精算の単位》

推進協への助成金については、下記の4つの事業単位で精算ください。精算の考え方がそれぞれ違う点がありますのでご注意ください。

A 推進協事業助成金（精算⇒余剰金を返還）

推進協活動の基本となる財源を市・区社協から助成
市社協 18 万円 + 区社協（5万円 or 3万円）

B つながり応援事業（精算⇒余剰金を返還）

「ふれあいネットワーク活動」と「ふれあいいいききサロン」の実施学区で
申請があった学区について、市社協から 4 万円助成

C ふれあい給食サービス事業（未実施回数分を返還）

実施回数に応じて、市・区社協から助成。申請した実施予定回数・参加人数を
満たせば余剰金の返還は不要

D 地域支えあい事業（精算⇒余剰金を返還）

電話借用料やボランティアポイント還元金以外を精算し余剰金を返還

《令和7年度の精算について》

- (1) 市社協助成金に残額が生じた場合は返金になります。ただし、ふれあい給食サービス事業については、実施回数に応じた精算になります。
- (2) 返還金が発生する場合は、3月24日(火)までに現金でご返金ください。
※指定口座への振り込みでご返金の場合は、下記口座をお願いします。
返還金がある場合は、「助成金返還報告書」(全事業共通)を区社協へ提出願います。
(メールまたはFAX可)
- (3) お振込みいただく際の振込名は(〇〇学区推進協返還金)でお願いします。

【指定口座】

■三菱UFJ銀行 金山支店 普通 1346676

■名義 しゃかいふくしほうじん なごやしあつたくしゃかいふくしきょうぎかい
社会福祉法人 名古屋市熱田区社会福祉協議会

じおきよくちよう さかいさとし
事務局 長 坂井聖士

(R7精算返金がある学区) 返金期限:3月24日(火)

《令和7年度報告書・令和8年度申請書の提出方法について》

*具体的な提出書類は、次ページ以降の各事業の説明箇所に記載されています。

- (1) メール・郵送・窓口持参のいずれかの方法でご提出ください。
※提出書類には名簿など個人情報が含まれますので、ご郵送の際は配達履歴が確認できる
レターパックライト・簡易書留などをご利用ください。郵送にかかる費用は学区でご負担ください。
- (2) メールでのご提出の際は、以下のアドレスまでお送りください。なお、お送りいただく添付ファイルは、1回の送信につき20MBが上限になります。
メールの件名は(〇〇学区推進協助成金について)でお願いします。

提出先メールアドレス

attu-takku2@atuta-shakyo.jp

※誤送信が無いよう、お送りの際は十分にご注意ください

※メールでお送りいただく際は、念のため送信した旨、社協までご連絡ください。

(R7実績報告・R8助成申請) 提出期限:4月24日(金)

ただし、地域支えあい事業については、4月3日(金)

(R8助成金 振込予定日):6月5日(金)

※地域支えあい事業助成金 5月15日(金) ボランティアポイント還元金 6月下旬

※振込日は前後する場合がございます。

《各事業詳細について》

【 A 推進協事業助成金について 】

*全学区対象

1 助成金の財源および助成額について

- ①市社協(名古屋市福祉基金)より18万円
 - ②区社協(共同募金配分金)より 5万円 or 3万円
- } ①+②合計額を交付

【注意】市社協助成金に余剰金が生じた場合は返還いただきます。

2 区社協助成金の要件について

ふれあいネットワーク実施学区…………… 5万円

ふれあいネットワーク未実施学区…………… 3万円

※ふれあいネットワーク実施学区は全学区対象になりますので、

必ず「ふれあいネットワーク活動内容」の R7 実績報告と R8 計画を提出ください。
併せて、推進協が実施主体である「ふれあいいいききサロン活動」についての報告・申請は、財源に関係なく活動内容(別紙1、別紙2)の提出をお願いします。

上記、「ふれあいネットワーク活動内容」と「ふれあいいいききサロン活動」は、「つながり応援事業」の R7 実績報告と R8 助成申請と様式が同じですので、「つながり応援事業」実施学区は、その申請書に 添付いただければ結構です。

3 助成金の主な用途について

- ① 推進協が主催または共催する事業経費(消耗品、会場使用料、講演会等講師謝金、ボランティア保険等)
- ② 推進協事業にかかる物品の買い出しまたは研修会への参加にかかる交通費
- ③ 買い出し物品が多く、車での運搬が必要な場合のガソリン代(1台1回500円以内)
※②③については、「交通費支払明細表」をご活用ください。
- ④ 市・区社協主催の会議・研修会への参加費用(車を使用した際のコインパーキング代等)

【対象外】

- ・地域団体への再助成(共催事業の場合を除く)【例】サロン代表者に1万円を助成など
- ・推進協構成員への現金(金券)・謝金の支払い(実費弁償費を除く)
- ・ふれあい給食サービス事業にかかる経費

4 繰越金について

繰越額が、市社協助成金の単年度助成額(18万~22万円)より多い学区については、
できるだけ繰越額を単年度助成額以下に抑えてください。

【 B つながり応援事業について 】

*実施学区のみ

1 助成金額について

「ふれあいネットワーク活動」および「ふれあい・いきいきサロン活動」を実施している場合、市社協（名古屋市福祉基金）より **40,000 円** を助成

【注意!】助成を受け、年度終了時に余剰金がある場合は、余剰金の返還が必要となります。
(※返還金の取り扱いは推進協と同様です。)

2 助成金の使途について

推進協が実施する以下の事業にかかる経費

- ふれあいネットワーク活動
- ふれあい・いきいきサロン活動

3 提出書類

- ① 令和7年度事業報告関係書類
- ② 令和8年度助成金申請関係書類
- ③ 事業報告の添付書類

[・領収書またはレシートの写し ・内容のわかるチラシや周知文 ・事業実施時の写真]
(書類でのご提出の際は、事前に推進協でコピーをご用意いただきますよう、ご協力をお願いします。)

※上記①②に添付する「ふれあいネットワーク活動内容(別紙1)」

「ふれあい・いきいきサロン活動内容(別紙2)」については推進協事業の報告様式と兼ねます。

(R7精算返金がある学区) 返金期限 : 3月 24 日(火)

(R7実績報告・R8助成申請) 提出期限 : 4月 24 日(金)

(R8助成金 振込予定日) : 6月 5 日(金)

※日程が前後する場合がございます。

【 C ふれあい給食サービス事業助成金について 】

*全学区対象

I 財源および令和8年度助成内容について(①+②+③の合計額を助成)

- ①市社協(名古屋市福祉基金)⇒実施回数×参加人数に応じた単価(別表1)(※1)
- ②区社協(共同募金配分金)⇒従事される給食ボランティアの食材費の1部を補助(※2)
(@500円×給食ボランティア数×実施回数)
- ③区社協(ポロシャツ利益還元)⇒物価高騰緊急対策として追加助成(※3)
(R8会食予定人数×@100円)+(R8配食予定人数×@50円)

(※1) (別表1)「運営費助成額基準表」の参加人数ランクはR7年度実績に基づき選択。R8申請からR8実績の参加人数ランクが下がらないように申請。(やむを得ずの場合も1ランクの違いまで)

(※2) 「令和8年度ふれあい給食サービス事業実施内容」下段のボランティア内訳の人数で助成しますので従事実態がない、想定されないボランティアは人数にカウントしないでください。

(※3) 依然物価高が継続している状況であるため、令和8年度も物価高騰緊急対策を継続する。

2 令和8年度の助成要件について

- ① 実施方法は、会食での実施を原則として配食(*「交流なし持ち帰り方式」も含む)との併用も可能
- ② 年間を通じて4回以上実施すること。そのうち年1回以上は会食(*「交流あり持ち帰り方式」も含む)を実施すること
- ③ 1回あたりの参加者が11名以上見込めること
- ④ 参加者が食材料費用の全部または一部を負担すること

《*経過措置について》 期間は令和6年度から当面の間

- (1) 会食、『届ける方式』の配食に加え、『持ち帰る方式』も助成対象とする。
- (2) 持ち帰る方式は原則として配食区分での助成とするが、食事を持ち帰るに際して参加者が一堂に会する交流の場(1時間程度)を設ける場合は、会食区分での助成とする。

ただし、以下の点に留意すること。

★コロナ禍でレトルト食品を配布するなどの給食方式を継続する場合は、一人あたり、主食を含む1食分相当の食事量を確保すること。(おかずのみは不可)

★サロン等他の地域活動との抱き合わせは避け、単独の開催とすること。

《会食区分》

- ① 集合して交流会+その場で食事
- ② 集合して食事のみ
- ③ 集合して交流会+弁当持ち帰り
『交流あり持ち帰り方式』

《配食区分》

- ① 対象者の自宅に配る『届ける方式』
- ② 集合して弁当を持ち帰るのみ
『交流なし持ち帰り方式』

3 助成金の主な使途について

- ① 食材費（市社協成金からの支出は不可）
 - ② 食器・調理器具等購入費（給食会が未実施の場合、市社協成金からの支出は不可）
 - ③ レクリエーション経費（消耗品、謝金等）
 - ④ 会場使用料
 - ⑤ ボランティア行事保険料
 - ⑥ 食材等購入時にかかるガソリン代（1台1回500円以内）など
- ※⑥については、別紙「交通費支払明細表」をご活用ください。

【経費対象外】

- ・打合せ時の食事代・運営ボランティアへの謝礼（金品）・謝金（実費弁償費を除く）

4 助成金の精算・取り扱いについて

- ① 申請書の実施回数が実施できなかった場合は、未実施回数分を返還いただきます。
「会食方式」で申請したが「配食方式」に変更して実施した場合も、差額の返還が必要です。
ただし、天候等やむを得ない事情により中止・変更し、経費の一部を執行している場合は返還不要です。

【市社協成金】

- (1) 各回において、経費支出せずに中止した場合 ⇒ 未実施回数分の助成金を返還
(経費支出せずに中止した場合は、未実施回数分の助成金返還が必要)
- (2) 各回において、経費支出後中止した場合 ⇒ 返還不要
- (3) 「会食」から「配食」に切り替えて支出した場合 ⇒ 運営基準ランクとの差額を返還

〔(注意!) 申請実施回数が実施できない場合は、年度末に返還金が発生しますので、
経費支出にご注意いただき返還金を残しておいてください。〕

【区社協成金】

精算して余剰金が出た場合でも、返還いただく必要はありませんが、適正な繰越金の金額になるよう、令和8年度の事業計画を工夫ください。

- ② 実施回数が申請回数を上回った場合や配食方式を会食方式に変更した場合の年度途中の追加助成はありませんので、ご注意ください。
- ③ 繰越金については、目安として4～6月までの事業実施に必要な経費を目安としてください。
必要以上の繰越金にならないよう調整をお願いします。

5 提出書類

- ① 令和7年度事業報告関係書類
- ② 令和8年度助成金申請関係書類
- ③ 事業報告の添付書類

- ・領収書またはレシートの写し
- ・作成したチラシや周知文
- ・事業の様子がわかる写真

(事前に推進協でコピーをご用意いただきますよう、ご協力をお願いします。)

(R7精算返金がある学区) 返金期限 : 3月 24 日(火)

(R7実績報告・R8助成申請) 提出期限 : 4月 24 日(金)

(R8助成金 振込予定日) : 6月 5 日(金)

※日程が前後する場合がございます。

ランク	参加予定人数	会 食	配 食
基準	11人～20人	5,000円×実施回数	3,000円×実施回数
1	21人～30人	6,000円×実施回数	3,500円×実施回数
2	31人～40人	7,000円×実施回数	4,000円×実施回数
3	41人～50人	8,000円×実施回数	4,500円×実施回数
4	51人～60人	9,000円×実施回数	5,000円×実施回数
5	61人～70人	10,000円×実施回数	5,500円×実施回数
6	71人～80人	11,000円×実施回数	6,000円×実施回数
7	81人～90人	12,000円×実施回数	6,500円×実施回数
8	91人～100人	13,000円×実施回数	7,000円×実施回数
9	101人～110人	14,000円×実施回数	7,500円×実施回数
10	111人～120人	15,000円×実施回数	8,000円×実施回数
11	121人～130人	16,000円×実施回数	8,500円×実施回数
12	131人～140人	17,000円×実施回数	9,000円×実施回数
13	141人～150人	18,000円×実施回数	9,500円×実施回数
14	151人～160人	19,000円×実施回数	10,000円×実施回数
15	161人～170人	20,000円×実施回数	10,500円×実施回数
16	171人～180人	21,000円×実施回数	11,000円×実施回数
17	181人～190人	22,000円×実施回数	11,500円×実施回数
18	191人～200人	23,000円×実施回数	12,000円×実施回数
19	201人以上	24,000円×実施回数	12,500円×実施回数

参加希望者数	全部手作り	一部手作り	全部業者
30人以下	180,000円	135,000円	90,000円
31人～50人	200,000円	150,000円	100,000円
51人～70人	220,000円	165,000円	110,000円
71人以上	240,000円	180,000円	120,000円

《 D 地域支えあい事業 》

※全学区対象

1 助成金について

① 市社協 より100,000円

※コミセン電話等を相談窓口として使用している場合は、通信運搬費として
36,000円加算(コミセンの領収書必要)

※助成金は余剰金が生じた場合は返金

※返還金の取り扱いは推進協と同様

申請額の変更

【令和7】100,000円+36,000円

【令和8】136,000円

2 主な用途について

市社協助成金：事業経費（消耗品、備品、研修、交通費、湯茶代等、ボランティア活動保険料も可）

【例】

- ・ コピー用紙、事務用品等事業の実施に必要な消耗品
- ・ 広報用チラシ等の作成経費
- ・ 会議資料の印刷代
- ・ 会議等の会場の借上料
- ・ 会議等の呈茶代
- ・ ボランティア保険
- ・ ボランティア活動交通費・駐車場代補助

※買物支援・車でボランティアに行った際のガソリン代として500円程度

- ・ 講師謝金 等

【対象外】

- ・ エアコン等大規模な備品の購入
- ・ 光熱水費（冷暖房経費の料金徴収の支払いを除く）
- ・ 助成金の再助成（認定事業の一部補助を除く）
- ・ 喫茶店等での飲食
- ・ 会議費の範囲を超えた茶菓子代 ※菓子はスーパーの袋菓子程度

3 提出書類

- ① 令和7年度事業報告関係書類
- ② 令和8年度助成金申請関係書類
- ③ 事業報告の添付書類

・領収書またはレシートの写し

・作成したチラシや周知文

※コミセン等電話を借用している学区は、借用料としてお借りしている相手に36,000円を支出して、領収書(写)を添付ください。

(提出前にコピーをご用意いただきますよう、ご協力をお願いします。)

(R7精算返金がある学区) 返金期限 : 3月24日(火)

(R7実績報告・R8助成申請) 提出期限 : 4月3日(金)

申請・報告書の提出期限が、他の推進協助成申請・報告と日程が違うため要注意

(R8助成金 振込予定日) : 5月15日(金)

(R7ボランティアポイント還元金 振込予定日) : 6月下旬

◎ボランティアポイント還元金

ポイントは、1ポイント10円に換算し、「地域福祉推進協議会」を通じて、学区活動への補助、団体への寄附、授産製品との交換、現金による個人還元など学区における協議により決定した方法で還元。(学区での精算不要。年度末に区社協にて精算、推進協に還元。)

<ご近所ボランティア1人あたりの還元可能ポイント数>

市費:市認定事業 (高齢者を対象とした認定事業)	社協財源:社協認定事業 (その他の認定事業)
上限800ポイント	上限800ポイント
最大1,600ポイント	

<還元方法選択後の事務手続き>

(a)学区活動への補助を選択した場合

地域福祉推進協議会(推進主体)が、「地域支えあい事業」の活性化に寄与する学区の活動に協力する団体に補助する。

(b)授産製品を選択した場合

本人にカタログ等から還元金額相当分の授産製品を選択してもらう等の方法により還元する。

なお、カタログ等の作成や授産製品の発注は市・区社協が協力して行う。

(c)寄附(団体・社会福祉法人等)を選択した場合

還元金額を地域福祉推進協議会から団体や社会福祉法人あてに銀行振込または手交することにより寄附する。

(d)本人受領を選択した場合

還元金に対して所得税の源泉徴収が必要であるため還元金額と税額を計算し、地域福祉推進協議会が源泉徴収した上で本人が指定する銀行口座へ振込みを行う。

なお、還元金は課税対象となるため、12月には本人や税務署等へ源泉徴収票及び支払調書の提出が必要となるため、区社協がサポートを行う。

※推進協は、規約を定め、独立した会計及び専用の銀行口座があることから法人格を有しない団体としての実態を有しており、源泉徴収義務者となり得る。また、ボランティアポイントの還元方法は複数あり、還元方法の決定は推進協の専権事項であることから、推進協が源泉徴収義務者となる。社協は還元方法を決定する立場にないことから源泉徴収義務はない。なお、税務署に対しては、推進協が組織としての実態があることを示す資料を備えておくが良い。

(令和3年7月14日 田中会計事務所(市社協顧問契約) 吉野仁税理士に確認)

◎ ご近所ボランティアコーディネーター謝金について

1学区あたり1日2時間以上 1,000 円/上限月24日(1ヶ月 24,000 円)

※窓口の開設回数の増設が可能です。詳細については学区担までご相談ください。

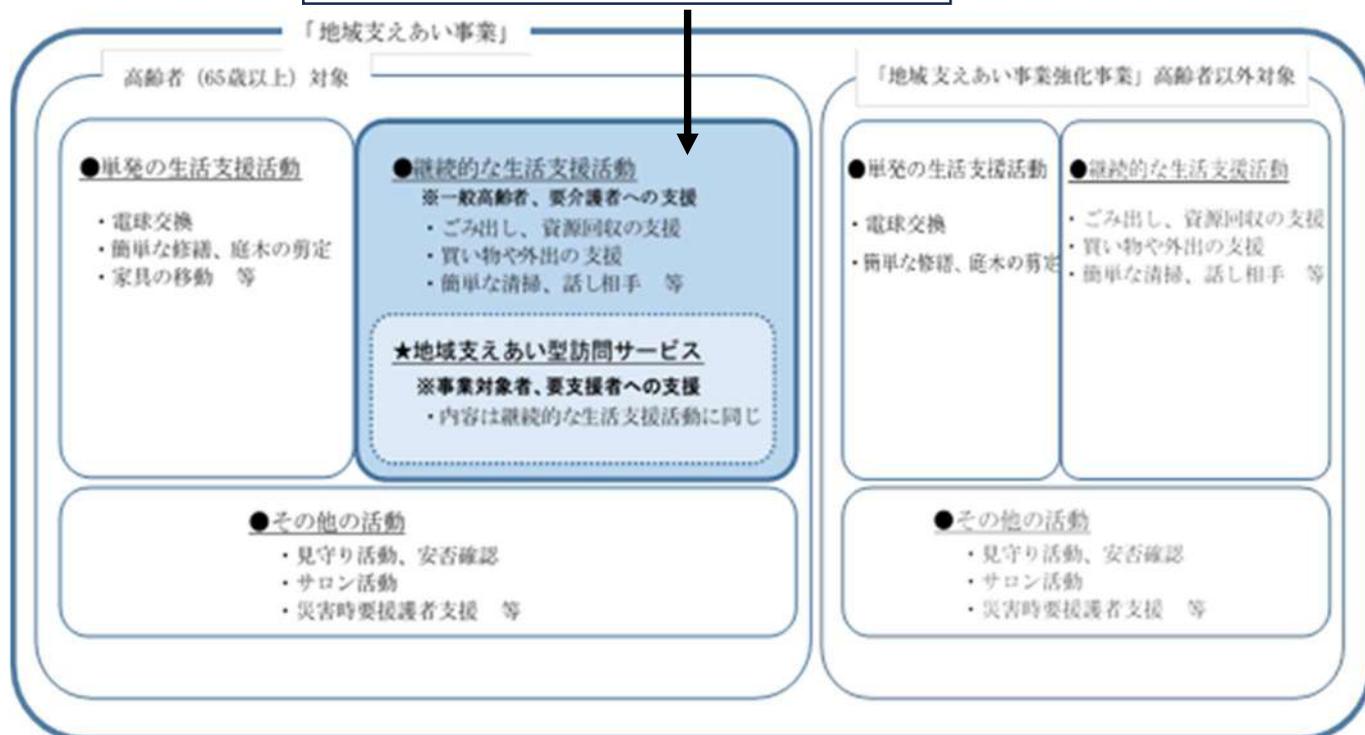
但し、熱田区の諸謝金予算の範囲内(1,176,000 円)。

◎ 地域支えあい事業生活支援の実費負担について

●対象は、65歳以上で、継続的な生活支援活動を利用する場合

区社協は対象高齢者に「地域ささえあい手帳」発行し、「実費負担金」として原則として年間 300 円を徴収する。

地域支えあい手帳の発行対象(網掛け部分のみ)



～あなたもまちもいきいき！～

ふれあいいいきいきサロン 整備助成金



「ふれあい・いきいきサロン」とは？

- ①地域住民のみなさまが（高齢者や障がい者、子育て中の親子、地域住民どなたでも）
- ②身近な場所に集まって（コミュニティー、集会所、福祉施設、空き家や空き店舗、公園などの集いの場）
- ③気軽に楽しくふれあいを深め交流する活動です。（みんなで内容を決めて運営していく）

地域の「お茶の間」「たまり場」とも言われています。



名古屋市・区社会福祉協議会では、高齢者や障がい者、子育て中の親子、地域住民どなたでも集まることができるサロンの開設、運営費用の一部を助成する事業を実施しています。

	開設助成金	運営助成金※②、③については、高齢者のみ	
内容	サロン開設に際し、必要な物品購入経費に対する助成	サロン運営の実績に対する助成	
参加対象	名古屋市内在住の高齢者、障がい者、子育て中の親子等、地域住民の誰でも参加対象とすること		
実施場所	コミュニティー、集会所、社務所、福祉施設、空き家や空き店舗、公園など地域住民が集える身近な場所		
実施回数	<u>月1回以上</u> 、定期的に	<u>月2回以上</u> 、定期的に	<u>月4回以上</u> 、定期的に
助成額	50,000円	① 月2,000円（小規模） ② 月6,000円（中規模） ③ 月10,000円（大規模）	① 月4,000円（小規模） ② 月12,000円（中規模） ③ 月20,000円（大規模）
参加人数	5人以上	① 5人以上（小規模） ② 15人以上（中規模） ③ 25人以上（大規模）	
申請の条件	地域団体、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉施設、企業等、多様な活動主体が営利を目的とせずに実施する場合		
申請時期	随時受付（区社協）	半期ごとに受付（区社協）	
その他	助成の件数には限りがあります。なお、領収書（開設費用申請時）、帳簿（運営費用申請時）等、添付書類が必要になります。		

※詳しい申請方法・助成内容については、熱田区社会福祉協議会までお問い合わせ下さい。
この助成事業は、「名古屋市高齢者サロンの整備等生活支援推進事業」及び「名古屋市社会福祉協議会ふれあいいいきいきサロン推進事業（名古屋市福祉基金）」に基づき実施しています。





地域福祉推進協議会

地域福祉活動の推進

地域福祉推進協議会の成り立ち

名古屋市社会福祉協議会において、昭和57年から小学校区を単位とし、各区社会福祉協議会の協力のもと住民より主体的に福祉活動を進めていくための組織「地域福祉推進協議会」づくりの支援を開始し、現在は、市内すべての小学校区で、熱田区内でも全学区で組織されています。

地域福祉推進協議会とは

すべての住民が安心して暮らすことのできる福祉のまちを、住民が主体となって地域ぐるみで推進することを目的として設立された団体で、住民の理解と協力を得ながら運営し、行政、社会福祉協議会、社会福祉施設、地域関係団体等の関係機関と協働しながら活動を進めています。

▶ 主な構成団体 ※学区によって異なります。

- | | | |
|--------------|-----------|--------------|
| ・区政協力委員会 | ・老人クラブ連合会 | ・障がい者団体等 |
| ・民生委員児童委員協議会 | ・女性会 | ・保健環境委員会 |
| ・子ども会育成連絡協議会 | ・障がい者団体等 | ・ボランティア団体 |
| ・NPO法人 | | ・団体に属さない学区住民 |

地域福祉推進協議会活動の活性化

地域福祉推進協議会(以下、「推進協」という。)が実施する「ふれあい給食サービス事業・ふれあいいきいきサロン活動」や「ふれあいネットワーク活動」などの活動支援及び事業参加者の相談支援を職員学区担当制において行っています。



申請書・届出書ダウンロード

- ▶ 各種申請書や届出書のダウンロードができます。
- ▶ PDF形式やWord形式、Excel形式でのデータをご用意しています。
- ▶ 印刷してご利用いただくための説明を掲載しておりますのでご利用ください。



説明資料



記入例

地域福祉推進協議会

令和7年度 事業報告・決算

 推進協 提出書類一覧(提出時添付用) ▼

 R7報告1(推進協:区第3号様式)推進協実績報告書 ▼

 R7報告2(推進協:別紙1)事業報告・決算書 ▼

 R7報告3(推進協:ふれあいネットワーク・ふれあいいきまきサロン)事業内容 ▼

令和8年度 事業計画・申請

 R8申請1(推進協:区第1号様式)推進協経費助成申請書 ▼

 R8申請2(推進協:別紙1)事業計画・予算書 ▼

 R8申請3(推進協:ふれあいネットワーク・ふれあいいきまきサロン)事業内容 ▼

 R8申請4 推進協助成金振込先口座指定書 ▼

 R8申請5 推進協役員名簿 ▼

 推進協 共通支払証明 ▼

 推進協 共通交通費支払明細表 ▼

 推進協 助成金返還金報告書(全事業共通) ▼

つながり応援事業

 つながり応援事業 提出書類一覧(提出時添付用) ▼

 つながり応援事業 R7報告・R8申請 ▼

ふれあい給食サービス事業

令和7年度 事業報告・決算

 ふれあい給食 提出書類一覧(提出時添付用) ▼

 R7報告1(ふれあい給食:区第7号様式)実績報告書 ▼

 R7報告2(ふれあい給食:区第7号様式別紙1)参加者実績表 ▼

 R7報告3(ふれあい給食:区第7号様式別紙2)決算書 ▼

令和8年度 事業計画・申請

 R8申請1(ふれあい給食:区第4号様式)経費助成申請書 ▼

 R8申請2(ふれあい給食:区第4号様式別紙1) ▼

 R8申請3(ふれあい給食:区第4号様式別紙2)予算書 ▼

 R8申請4 ふれあい給食助成金振込先口座指定書 ▼

 R8申請5 ふれあい給食ボランティア名簿(任意) ▼

 ふれあい給食 共通支払証明 ▼

 ふれあい給食 共通交通費支払明細表 ▼

 ふれあい給食 助成金返還金報告書(全事業共通) ▼

地域支えあい事業

 地域支えあい事業 提出書類一覧(提出時添付用) ▼

 R7報告 地域支えあい事業報告書 ▼

社会福祉協議会

自営業日

月曜日～金曜日
(土、日、祝日、年末年始は休み)

① 営業時間

8:45～17:15

☎ 電話番号

052-671-2875

いきいき支援センター

自営業日

月曜日～金曜日
(土、日、祝日、年末年始は休み)

① 営業時間

9:00～17:00

☎ 電話番号

052-671-3195

介護保険事業所

自営業日

月曜日～金曜日
(土、日、祝日、年末年始は休み)

① 営業時間

9:00～17:00

☎ 電話番号[居宅]

052-671-3197

☎ 電話番号[訪問]

052-331-9952

デイサービスセンター

自営業日

月曜日～土曜日
(日、年末年始は休み)

① 営業時間

9:00～17:00

☎ 電話番号

052-671-3194

社会福祉法人
名古屋市熱田区社会福祉協議会

〒456-0031

愛知県名古屋市熱田区袴重3丁目1-15

🗺️ アクセスマップ

TEL:052-671-2875

FAX:052-671-4019

- ・ ホーム
- ・ 新着情報一覧
- ・ 社会福祉協議会

- ・ デイサービスセンター
- ・ いきいき支援センター
- ・ 熱田区介護保険事務所

- ・ アクセスマップ
- ・ お問い合わせ
- ・ 個人情報保護方針



地域福祉推進協議会助成金の適正管理・執行について

地域福祉推進協議会（以下、推進協）助成金の主な財源は「地域福祉基金」と「赤い羽根共同募金」の2つでいずれも寄附金です。助成金については、適正に管理・執行していただいていることと存じますが、あらためて下記の点についてご配意・ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 推進協構成員への過度な飲食物・謝礼提供を抑止

虚礼を廃止し、関係者内での助成金利用は控え誤解を招かない予算執行をお願いします。

（運営上食事が必要となる場合は、お1人1,000円程度までとします。
また、構成員へのアルコール類の提供、お礼、謝金は不可です（実費弁償費を除く）

2 事業報告書への領収書（写）添付と決算書類の3年間の保管

実績報告には支出内容が分かる領収書（写）の添付をお願いします。なお、推進協以外の各種団体名・個人名義領収書は承認できません。決算書類及び領収書については3年間保管ください。

3 推進協から他の地域各種団体へ再助成は不可

助成対象となる範囲は、推進協主催・共催事業及び会議等の運営経費です。
また、他団体との共催事業については、領収書（写）に費用負担内容が分かるよう記録して提出ください。

4 予算審議及び決算報告のための総会の実施

学区地域福祉推進協議会において監査（事業及び会計監査）を実施した上で、年1回以上の総会を実施してください。

（会計の方のみでなく、複数人での予算執行管理をお願いします。）

総会の実施につきましては、本会学区担当職員も参加させていただければと存じますので、ご連絡ください。